

証明書を請求するときは、次のような「本人確認書類」が必要です。

1点の提示で良いもの	2点の提示が必要なもの
マイナンバーカード・運転免許証・住基カード(顔写真付き)・パスポート・その他、官公署が発行した顔写真付きの証明書や資格者証 等	健康保険証・年金手帳(又は基礎年金番号通知書)・年金証書・介護保険被保険者証・学生証(顔写真付き)・社員証(顔写真付き)等
※上記の本人確認書類をお持ちでないかたは、ご本人しか知り得ない戸籍の内容を確認することにより本人確認をさせていただきます。次の項目をご記入のうえ、窓口へご提出ください。	
()の氏名	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
()の氏名	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
()の氏名	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
本 籍	
前 住 所	

請求の理由

※ 戸籍謄抄本等を国又は地方公共団体の機関に提出する場合は提出先の名称及び必要とする理由を記載してください。

() の手続きにあたり、() の

() を () へ提出するため。

その他

[]

○ 不動産の相続のために、亡くなったかたの除票が必要なときは、記入してください。

↓ (固定資産税の通知書など、対象物件がわかる資料を提示したときは、記入不要です。)

相続対象の 土地 ・ 家屋 の所在地 []

※ 上記の請求理由について、資料の提示を求める場合があります。

◆ 請求に当たっての注意事項 ◆

○ 法人が請求する場合は、交付申請書に代表者印（又は会社印）の押印が必要です。合わせて、窓口に来たかたの社員証と本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）を提示してください。

【住民票について】

- ・ 個人番号（マイナンバー）または住民票コードを記載したものを、委任状により代理人が請求する場合は、本人の住民登録地あてに郵送により交付します。（代理人へのお渡しはできません。）
- ・ 亡くなったかたの除票には、マイナンバーは記載できません。
- ・ 除票は、平成13年1月1日より過去に除票となったものは廃棄済のため交付できません。
- ・ 記載事項証明には、住所・氏名・生年月日・性別が記載されます。以下の項目（本籍、~~筆頭者~~、世帯主、続柄、マイナンバー、住民票コード）の記載が必要な場合は、お申出ください。また、所定の書式に証明することもできます。

【戸籍について】

- ・ 除籍は、大正15年1月1日より過去に除籍となったものは廃棄済のため交付できません。
- ・ 戸籍の附票は平成13年1月1日より過去に除票となったものは廃棄済のため交付できません。
- ・ 戸籍に記載されているかた全員ではなく、一部のかたについてのみ証明が必要な場合は、そのかたの個人事項証明をご請求ください。